# 新旧対照表〔2023年4月1日実施〕

# ■ ケーブルプラスでんき需給約款

改定前(旧)	改定後(新)
ケーブルプラスでんき需給約款	ケーブルプラスでんき需給約款
2022年11月1日実施	2023 年 4 月 1 日実施
6 需給契約の申込み	6 需給契約の申込み
(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款およびお客さま	(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は, あらかじめ本約款およびお客さま
の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」といいま	の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者(以下「当該一般送配
す。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいま	電事業者等」といいます。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託
す。)を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。	送約款等」といいます。)を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをして
なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社	いただきます。
の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況	なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社
等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。	の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況
	等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。
(略)	(略)
7 需給契約の成立および契約期間	7 需給契約の成立および契約期間
(1)~(2)(略)	(1)~(2)(略)
	(3)お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の2第1項に定める指定区域として指定
	される場合の契約期間の終期は、(2)イおよび口にかかわらず、当該指定区域に対し電気事
	業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日とする場合がありま
	す。
8 需要場所	8 需要場所
(1) 当社は、原則として、1 構内をなすものは1 構内を1 需要場所とし、これによりがたい場	需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。
合には、(2)および(3)によります。ただし、当社は、当該一般送配電事業者の決定に従い、	
1 需要場所を決定することがあります。	
なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域	
であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。	

(2) 当社は、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(3) によります。

なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。
- イ 居住用の建物の場合
- 1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。
- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (1) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (川) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有すること。
- □ 居住用以外の建物の場合
- 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。
- 八 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合
- 1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、口に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。
- ニーその他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を 1 需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

9 需給契約の単位

当社は、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合を除き、1需要場所に ついて1契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

当社は、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、 または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に 資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、 当該一般送配電事業者等が技術 上, 保安上適当と認めたときを除きます。

### 10 供給の開始

(1) 当該一般送配電事業者の所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始さ れません。

(略)

### 13 でんきMプラン

(略)

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配 電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供 給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標 準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

# (3) 契約電流または最大需要容量

東京,中部,北 陸,九州

- 北海道, 東北, | イ契約電流は, 10アンペア, 15アンペア, 20アンペア, 30 アンペア, 40 アンペア, 50 アンペアまたは 60 アンペ アのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
  - □ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流 制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」と いいます。)または電流を制限する計量器を取り付けま す。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限 される装置が取り付けられている場合等使用する最大 電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合

### 10 供給の開始

(1) 当該一般送配電事業者等の所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始 されません。

(略)

13 でんきMプラン

(略)

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし, 周波数は, 供給地点ごとに当該一般送配 電事業者等の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、 供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式 標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

## (3) 契約電流または最大需要容量

北海道,東北, 東京,中部,北 陸,九州

- イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、 30 アンペア, 40 アンペア, 50 アンペアまたは 60 アンペ アのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- □ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電 流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」 といいます。) または電流を制限する計量器を取り付け ます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制 限される装置が取り付けられている場合等使用する最 大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場

		には,当該一般送配電事業者は,電流制限器等また			合には,当該 <mark>一般送配電事業者等</mark> は,電流制限器
		は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。			等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあ
	四国	八 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの			ります。
		決定は,負荷の実情に応じてお客さまと当社または当		四国	ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの
		該一般送配電事業者との協議によって定めます。			決定は,負荷の実情に応じてお客さまと当社または当
					該一般送配電事業者等との協議によって定めます。
(⊞	各)		(	略)	
14 でんき L プラン		14	14 でんき L プラン		
(略)		(	(略)		
(2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数		(2	(2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数		
供給電気方式および供給電圧は, 交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト		供	供給電気方式および供給電圧は, 交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト		
とし、周波数は、供給地点ごとに当該一 <mark>般送配電事業者</mark> の供給条件により、標準周波数		کال	とし,周波数は,供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により,標準周波数		
50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技		50	50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし,供給電気方式および供給電圧については,技		

(3) 契約容量

することがあります。

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契 約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2

線式標準電圧 100 ボルトもいくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトと

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電 気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。

なお, 当社または当該一般送配電事業者は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に 応じて確認いたします。

(略)

### 16 検針

検針は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに当該一般送配電事業者が行います。

- 18 使用電力量の計量
- (1) 当社は、当該一般送配電事業者による検針によって計量された使用電力量により、17

術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもいくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボル トとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契 約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電 気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。

なお,当社または当該一般送配電事業者等は,契約主開閉器が制限できる電流を,必要 に応じて確認いたします。

(略)

16 検針

検針は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。

- 18 使用電力量の計量
- (1) 当社は、当該一般送配電事業者等による検針によって計量された使用電力量により、

(料金の算定期間) に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は, 算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。

(略)

### 27 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお, お客さまのお求めに応じ, 係員は, 所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計,施工(取付けおよび取外しを含みます。),改修または検査

(略)

- (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
- 28 電気の使用にともなうお客さまの協力

(略)

- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)、その他の法令等に従い、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
- 30 供給の中止または使用の制限もしくは中止
- (1) 当社または当該一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 電気の需給上やむをえない場合
- 当該一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ハ 当該一般送配電事業者の電気工作物の修繕,変更その他の工事上やむをえない場合

17 (料金の算定期間) に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は、算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。

(略)

27 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計,施工(取付けおよび取外しを含みます。),改修または検査

(略)

- (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
- 28 電気の使用にともなうお客さまの協力

(略)

- (2) お客さまが発電設備等(発電設備および蓄電池をいいます。)を当該一般送配電事業 者等の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、 この場合は、法令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)、その他の法令等に 従い、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる 方法によって接続していただきます。
- 30 供給の中止または使用の制限もしくは中止
- (1) 当社または当該一般送配電事業者等は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 電気の需給上やむをえない場合
- □ 当該一<del>般送配電事業者等</del>の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ハ 当該一般送配電事業者等の電気工作物の修繕,変更その他の工事上やむをえない場合

(略)

(2) (1)の場合には、当社または当該一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(略)

### 32 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(略)

- 37 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算
- (1) お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合において、当社が託送約款等に基づき統合一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、または需給契約を終了する場合に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

#### 38 解約等

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。

(略)

- 二 お客さまが次のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると判明した場合 (略)
- (II)需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、 当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(略)

(2) (1)の場合には、当社または当該一般送配電事業者等は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(略)

### 32 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者等 の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について 次の金額を賠償していただきます。

(略)

- 37 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算
- (1) お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合において、当社が託送約款等に基づき統合一般送配電事業者等から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、または需給契約を終了する場合に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

#### 38 解約等

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。

(略)

- 二 お客さまが次のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると判明した場合 (略)
- (II)需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当該一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合

- (ハ)当該一般送配電事業者に無断で当該一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気 設備との接続を行った場合
- (二)電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用,または電気を使用された場合

(略)

(ト)27 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して, 当該一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合

(略)

#### 40 供給設備等の施設

- (1) 需給地点(電気の需給が行われる地点をいいます。)に至るまでの供給設備,引込口配線(需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。),計量器等の施設については,託送約款等に基づき,当該一般送配電事業者の責任で施設いたします。この場合,お客さまには,託送約款等に基づき当該施設に協力していただくとともに,当該一般送配電事業者から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は,当社が負担した工事費等について,お客さまから申し受けることがあります。
- (2) 付帯設備(お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する 工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。) は、原則として、お 客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、託送約款等に基づ き当該一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

(略)

## 41 丁事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送約款等に基づいて、当該一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。

43 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後, お客さまの都合によって需給開始に至らないで需

- (ハ)当該一<mark>般送配電事業者等</mark>に無断で当該一般送配電事業者等の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (二)電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者等の電線路を使用,または電気を使用された場合

(略)

(ト)27 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当該一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合

(略)

#### 40 供給設備等の施設

- (1) 需給地点(電気の需給が行われる地点をいいます。)に至るまでの供給設備,引込口配線(需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。),計量器等の施設については,託送約款等に基づき,当該一般送配電事業者等の責任で施設いたします。この場合,お客さまには,託送約款等に基づき当該施設に協力していただくとともに,当該一般送配電事業者等から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は,当社が負担した工事費等について,お客さまから申し受けることがあります。
- (2) 付帯設備(お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する 工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。)は、原則として、お 客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、託送約款等に基づ き当該一般送配電事業者等が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

(略)

# 41 工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送約款等に基づいて、当該一般送配電事業者等から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。

43 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需 給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送約款等に基づいて当該一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。

なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。

#### 44 調査に対するお客さまの協力

当該一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に 適合しているかどうかを調査いたします。この場合、お客さまには、調査に対して次のとおり協力 いただきます。

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当該一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾を えて電気工作物の配線を提示していただきます。

#### 45 保安に対するお客さまの協力

当該一般送配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の 当該一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。この場合、お客さ まには、保安に対して次のとおり協力いただきます。

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していた だきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が 生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると 認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備等を含みます。)の設置,変更または修繕工事をされる場合は,あらかじめその内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。また,物件の設置,変更または修繕工事をされた後,その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には,すみやかにその内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合に

給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送約款等に基づいて当該一般送配電事業者等から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。

なお,実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても,測量監督等に費用を要したときは,その実費を申し受ける場合があります。

### 44 調査に対するお客さまの協力

当該一般送配電事業者等は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、お客さまには、調査に対して次のとおり協力いただきます。

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者等の登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当該一般送配電事業者等は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。

#### 45 保安に対するお客さまの協力

当該一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。この場合、お客さまには、保安に対して次のとおり協力いただきます。

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が
- は あ各さまが、あ各さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が 生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備等を含みます。)の設置,変更または修繕工事をされる場合は,あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また,物件の設置,変更または修繕工事をされた後,その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には,すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これ

おいて、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

らの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一<del>般送配電事業者等</del>は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

附 則

1 本約款の実施期日

本約款は、2022年11月1日から実施いたします。

別表

- 1 でんきMプラン料金表
- (1) でんき Mプラン(北海道)
- イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額(税込額)
契約電流10アンペア	310.00円(341.00円)
契約電流15アンペア	465.00円(511.50円)
契約電流20アンペア	620.00円(682.00円)
契約電流30アンペア	930.00円(1,023.00円)
契約電流40アンペア	1,240.00円(1,364.00円)
契約電流50アンペア	1,550.00円(1,705.00円)
契約電流60アンペア	1,860.00円(2,046.00円)

## □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円(23.96円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロ	27.50円(30.25円)
ワット時につき	
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円(33.97円)

附 則

1 本約款の実施期日

本約款は, 2023年4月1日から実施いたします。

引 表

- 1 でんき Mプラン料金表
- (1) でんき Mプラン (北海道)
- イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額(税込額)
契約電流10アンペア	340.00円(374.00円)
契約電流15アンペア	510.00円(561.00円)
契約電流20アンペア	680.00円(748.00円)
契約電流30アンペア	1,020.00円(1,122.00円)
契約電流40アンペア	1,360.00円(1,496.00円)
契約電流50アンペア	1,700.00円(1,870.00円)
契約電流60アンペア	2,040.00円(2,244.00円)

# □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円(24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロ	27.85円(30.63円)
ワット時につき	
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円(34.35円)

# (2) でんき Mプラン (東北)

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額(税込額)
契約電流10アンペア	300.00円(330.00円)
契約電流15アンペア	450.00円(495.00円)
契約電流20アンペア	600.00円(660.00円)
契約電流30アンペア	900.00円(990.00円)
契約電流40アンペア	1,200.00円(1,320.00円)
契約電流50アンペア	1,500.00円(1,650.00円)
契約電流60アンペア	1,800.00円(1,980.00円)

## □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円(18.56円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワ	23.02円(25.32円)
ット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円(29.27円)

(略)

# (3) でんき Mプラン(東京)

## イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(略)

## (2) でんきMプラン(東北)

## イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額(税込額)
契約電流10アンペア	336.00円(369.60円)
契約電流15アンペア	504.00円(554.40円)
契約電流20アンペア	672.00円(739.20円)
契約電流30アンペア	1,008.00円(1,108.80円)
契約電流40アンペア	1,344.00円(1,478.40円)
契約電流50アンペア	1,680.00円(1,848.00円)
契約電流60アンペア	2,016.00円(2,217.60円)

## □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円(18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワ	23.32円(25.65円)
ット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円(29.60円)

(略)

# (3) でんき Mプラン (東京)

## イ 基本料金

	税抜額(税込額)
契約電流10アンペア	260.00円(286.00円)
契約電流15アンペア	390.00円(429.00円)
契約電流20アンペア	520.00円(572.00円)
契約電流30アンペア	780.00円(858.00円)
契約電流40アンペア	1,040.00円(1,144.00円)
契約電流50アンペア	1,300.00円(1,430.00円)
契約電流60アンペア	1,560.00円(1,716.00円)

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円(19.87円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロ	24.07円(26.47円)
ワット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円(30.56円)

# 八 最低月額料金

イおよび口によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額(税込額)
1契約につき	214.39円(235.82円)

# (4) でんき Mプラン (中部)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額(税込額)
契約電流10アンペア	268.40円(295.24円)
契約電流15アンペア	402.60円(442.86円)
契約電流20アンペア	536.80円(590.48円)
契約電流30アンペア	805.20円(885.72円)
契約電流40アンペア	1,073.60円(1,180.96円)
契約電流50アンペア	1,342.00円(1,476.20円)
契約電流60アンペア	1,610.40円(1,771.44円)

# □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円(19.91円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロ	24.10円(26.51円)
ワット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円(30.59円)

# 八 最低月額料金

イおよび口によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額(税込額)
1契約につき	218.83円(240.71円)

# (4) でんき Mプラン (中部)

## イ 基本料金

	税抜額(税込額)
契約電流10アンペア	260.00円(286.00円)
契約電流15アンペア	390.00円(429.00円)
契約電流20アンペア	520.00円(572.00円)
契約電流30アンペア	780.00円(858.00円)
契約電流40アンペア	1,040.00円(1,144.00円)
契約電流50アンペア	1,300.00円(1,430.00円)
契約電流60アンペア	1,560.00円(1,716.00円)

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.12円(21.03円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワ	23.19円(25.50円)
ット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.87円(28.45円)

# 八 最低月額料金

イおよび口によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額(税込額)
1契約につき	234.76円(258.23円)

# (5) でんき Mプラン(北陸)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額(税込額)
契約電流10アンペア	270.00円(297.00円)
契約電流15アンペア	405.00円(445.50円)
契約電流20アンペア	540.00円(594.00円)
契約電流30アンペア	810.00円(891.00円)
契約電流40アンペア	1,080.00円(1,188.00円)
契約電流50アンペア	1,350.00円(1,485.00円)
契約電流60アンペア	1,620.00円(1,782.00円)

# □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.39円(21.32円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワ	23.45円(25.79円)
ット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.13円(28.74円)

# 八 最低月額料金

イおよび口によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額(税込額)
1契約につき	241.87円(266.05円)

# (5) でんき Mプラン(北陸)

# イ 基本料金

	税抜額(税込額)
契約電流10アンペア	220.00円(242.00円)
契約電流15アンペア	330.00円(363.00円)
契約電流20アンペア	440.00円(484.00円)
契約電流30アンペア	660.00円(726.00円)
契約電流40アンペア	880.00円(968.00円)
契約電流50アンペア	1,100.00円(1,210.00円)
契約電流60アンペア	1,320.00円(1,452.00円)

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円(17.83円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロ	19.75円(21.72円)
ワット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円(23.43円)

# 八 最低月額料金

イおよび口によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額(税込額)
1契約につき	164.81円(181.29円)

# (6) でんき Mプラン(四国)

## イ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額

	税抜額(税込額)
契約電流10アンペア	275.00円(302.50円)
契約電流15アンペア	412.50円(453.75円)
契約電流20アンペア	550.00円(605.00円)
契約電流30アンペア	825.00円(907.50円)
契約電流40アンペア	1,100.00円(1,210.00円)
契約電流50アンペア	1,375.00円(1,512.50円)
契約電流60アンペア	1,650.00円(1,815.00円)

## □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円(18.21円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロ	20.10円(22.11円)
ワット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円(23.81円)

# 八 最低月額料金

イおよび口によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額(税込額)
1契約につき	219.81円(241.79円)

# (6) でんき Mプラン(四国)

# イ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

税抜額(税込額)	

最低料金	   1契約につき最初の11キロワット時まで	374.00円(411.40円)
取心补亚	1天小川につき取りの11十日フット時まし	374.00円 (411.40円)
11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時		18.51円(20.36円)
につき		
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット		24.53円(26.98円)
時につき		
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき		27.72円(30.49円)

# (7) でんき Mプラン(九州)

# イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額(税込額)
契約電流10アンペア	270.00円(297.00円)
契約電流15アンペア	405.00円(445.50円)
契約電流20アンペア	540.00円(594.00円)
契約電流30アンペア	810.00円(891.00円)
契約電流40アンペア	1,080.00円(1,188.00円)
契約電流50アンペア 1,350.00円 (1,485.	1,350.00円(1,485.00円)
契約電流60アンペア	1,620.00円(1,782.00円)

# □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円(17.45円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロ	20.96円(23.05円)
ワット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円(26.04円)

_			
	最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円(564.96円)
	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時		18.93円(20.82円)
	につき		
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット		24.95円(27.44円)
	時につき		
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき		28.14円(30.95円)

# (7) でんき Mプラン(九州)

# イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額(税込額)
契約電流10アンペア	287.49円(316.23円)
契約電流15アンペア	431.23円(474.35円)
契約電流20アンペア	574.98円(632.47円)
契約電流30アンペア	862.47円(948.71円)
契約電流40アンペア	1,149.96円(1,264.95円)
契約電流50アンペア	1,437.45円(1,581.19円)
契約電流60アンペア	1,724.94円(1,897.43円)

# □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円(18.27円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロ	21.70円(23.87円)
ワット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円(26.87円)

# 八 最低月額料金

イおよび口によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額(税込額)
1契約につき	286.16円(314.77円)

## 2 でんき L プラン料金表

(1) でんき Lプラン(北海道)

### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額(税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310.00円(341.00円)

### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円(23.96円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロ	27.50円(30.25円)
ワット時につき	
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円(33.97円)

# (2) でんき Lプラン(東北)

#### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額(税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300.00円(330.00円)

## 八 最低月額料金

イおよび口によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額(税込額)
1契約につき	303.87円(334.25円)

## 2 でんき Lプラン料金表

(1) でんき Lプラン(北海道)

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額(税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円(374.00円)

### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円(24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロ	27.85円(30.63円)
ワット時につき	
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円(34.35円)

# (2) でんき Lプラン(東北)

#### イ 基本料金

	税抜額(税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円(369.60円)

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円(18.56円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワ	23.02円(25.32円)
ット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円(29.27円)

# (3) でんき Lプラン(東京)

### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額(税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円(286.00円)

# □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円(19.87円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロ	24.07円(26.47円)
ワット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円(30.56円)

# (4) でんき L プラン (中部)

## イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

税抜額	(税込額

# □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円(18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワ	23.32円(25.65円)
ット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円(29.60円)

# (3) でんき Lプラン(東京)

## イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額(税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円(295.24円)

# □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円(19.91円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロ	24.10円(26.51円)
ワット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円(30.59円)

# (4) でんき L プラン (中部)

# イ 基本料金

税抜額(税込額)
----------

契約容量1キロボルトアンペアにつき

260.00円 (286.00円)

### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.12円(21.03円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロ	23.19円(25.50円)
ワット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.87円(28.45円)

## (5) でんき L プラン(北陸)

#### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額(税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円(242.00円)

## □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円(17.83円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロ	19.75円(21.72円)
ワット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円(23.43円)

# (6) でんき Lプラン(九州)

# イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

270.00円 (297.00円)

### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.39円(21.32円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロ	23.45円(25.79円)
ワット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.13円(28.74円)

# (5) でんき L プラン(北陸)

#### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額(税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円(302.50円)

## □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円(18.21円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロ	20.10円(22.11円)
ワット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円(23.81円)

# (6) でんき L プラン (九州)

# イ 基本料金

	税抜額(税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円(297.00円)

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円(17.45円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワ	20.96円(23.05円)
ット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円(26.04円)

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
- (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。 (略)

4 燃料費調整

(略)

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

(略

八 離島基準燃料価格は, 52,500円といたします。

(略)

	税抜額(税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	287.49円(316.23円)

# □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円(18.27円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワ	21.70円(23.87円)
ット時につき	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円(26.87円)

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
- (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。 (略)

4 燃料費調整

(略)

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

(略)

八 離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

(略)